

第6次忠岡町総合計画

基本計画の中間見直しに当たって

1. 策定の趣旨

本町では、将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として、めざす将来像やそれを実現するための施策等を定めた最上位計画である「総合計画」と、その中に重点プロジェクトとして「総合戦略」を位置づけて策定し、国や府の動向にも注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。

本町は、令和3（2021）年3月に第6次忠岡町総合計画を策定し、これに基づいて、総合的かつ計画的な行政運営を行ってきました。同計画は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10か年計画で、将来のまちのあり方と目標を示す「基本構想」と、その実現に向けて、特に力を入れて取り組む基本的な施策と方向性を示す「基本計画」を定めています。第6次忠岡町総合計画においては、将来像を「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」と掲げ、「日本一小さなまち」であることをより一層強みに変え、小さいけれど、小さいからこそできるまちづくりを進めてきました。

一方で、現行総合計画及び現行総合戦略の策定以降、世界は様々な面で一層グローバル化が進むとともに、情報通信技術についてはスマートフォンやAIの普及等、社会全体の高度化やデジタル化、ライフスタイルの多様化が進みました。また、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延は医療や経済に深刻な状況をもたらし、令和4年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻等はいつ収束するか予想できず、世界に大きな打撃と分断を生んでいます。現在、我が国ではポストコロナや世界の不安定な情勢を踏まえつつ、観光関連産業における全国的な観光誘客活動や、テレワーク等による多様な勤務形態の推奨、あらゆる業種における人材確保等、経済活動を持続できるよう様々な取組が進められています。

このような社会情勢等の流れを踏まえて、将来像の着実な実現及び持続可能なまちづくりの推進に向けた計画の中間見直しを行い、令和8（2026）年度から「第6次忠岡町総合計画 基本計画改訂版（以下「本計画」）」を策定することとします。

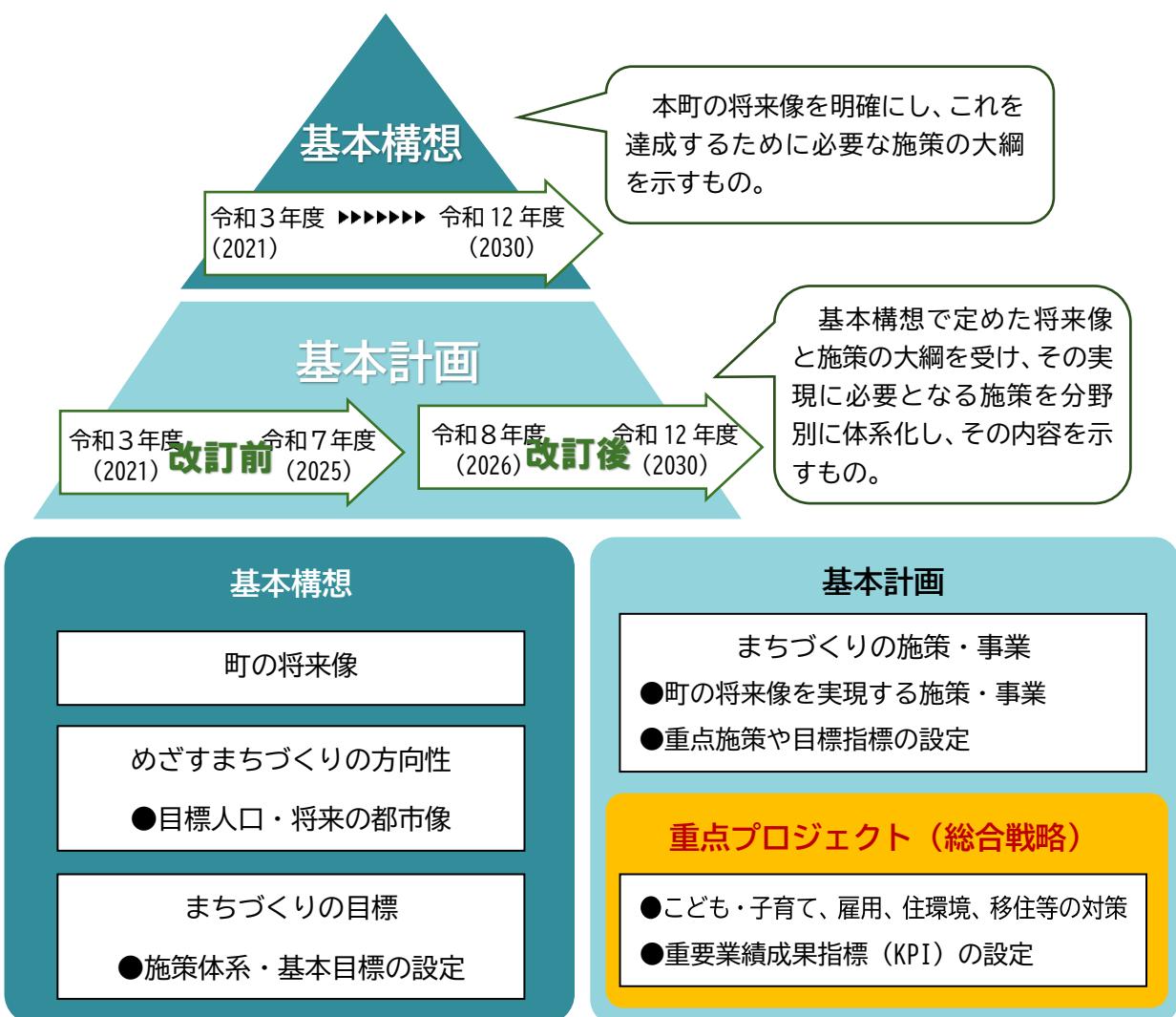
本計画では、これまでの施策・事業の成果を検証したうえで、時代や社会の潮流に沿った見直し・強化を行い、町民と行政の協働により、こどもから高齢者まで誰もが住み続けられる町の実現をめざして施策を展開します。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、本町の全ての計画の指針となる最上位計画と位置づけます。また、地方創生の観点から実効性の高い計画とされる「総合戦略」との関係が深いことから、引き続き、「基本計画」における重点プロジェクトとして総合計画の基本計画に位置づけ、両計画を一体的に策定します。

なお、本計画の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

◆総合計画と総合戦略の位置づけ◆



◆計画の期間◆

和暦（年度）	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
総合計画 (総合戦略 含む)	基本構想（10年間）									
	改訂前基本計画（5年間）					改訂後基本計画（5年間）				

第6次忠岡町総合計画基本構想の概要

本町では、町民一人一人が「忠岡に住んでよかった」と実感できるよう、安心して暮らせるきめ細やかなまちづくりを進めています。全国で最も面積の小さな自治体であるという本町の特性を生かし、「小さいからこそできる」機動的かつ密接な行政運営を強みとして、将来を見据えた総合的なまちづくりの指針として第6次忠岡町総合計画を策定しました。

本計画では、将来像として「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」を掲げ、町民・事業者・行政が一体となり、持続可能な町の形成をめざすものです。将来像の実現に向けては、「子育てがしやすいまち」「健康に暮らせるまち」「生涯活躍できるまち」「安心して暮らせるまち」「便利で生活しやすいまち」「誰もが働きたくなるまち」「持続可能な行財政運営ができているまち」の7つを基本目標とし、それぞれ具体的な基本方針と施策を定めています。あわせて、将来の町の姿を具体化する重点施策として、「つながる未来応援プロジェクト」「職住近接プロジェクト」「魅力発掘プロジェクト」「健幸創造プロジェクト」を位置づけ、コンパクトな都市構造を生かした施策展開を進めます。

今後も本町では、本計画に基づき、限られた行政資源のもとで着実に施策を推進し、「日本一小さなまち」の強みを最大限に活かしながら、持続可能なまちづくりを町民とともに進めてまいります。



子育てがしやすいまち（こども・教育）

健康に暮らせるまち（健康・福祉）

生涯活躍できるまち（自治・多様性）

安心して暮らせるまち（安全・安心）

便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）

誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）

持続可能な行財政運営ができているまち（まちの運営）

3. 時代の潮流と国の動向

(1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の約 1 億 2,808 万人をピークに人口減少社会に入っています。令和 7（2025）年 2 月 1 日現在（確定値）で約 1 億 2,344 万人となっています。また、高齢者人口は約 3,619 万人で、総人口に占める割合は 29.3%です。

超高齢社会では、高齢者、特に後期高齢者の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等、社会の様々な面での影響が懸念されており、令和 7（2025）年には国民の 6 人に 1 人が後期高齢者になると予測されています。一方、出生数は平成 27（2015）年まで 100 万人を維持していましたが、以降は 100 万人割れの年が続いており、令和 6（2024）年の出生数は約 68 万 6 千人と 70 万人を下回りました。人口減少と少子高齢化は、労働力の減少や内需の縮小をもたらすとともに、地域経済の停滞や社会保障費の増大を招く要因となっています。加えて、大都市への人口集中が進行し、地方との人口格差や経済格差が深刻化しています。

(2) 国を挙げた地方創生の取組

国は平成 26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方創生の長期ビジョンと総合戦略の下、人口減少の克服と地域活力の維持に向けた取組を推進しています。各自治体でも、若年層の移住・定住支援、副業・兼業の促進、農林水産業のブランド化等、地域資源を活かした施策が広がっています。

また、令和 4（2022）年には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタル技術を活用したサービスの向上と社会課題の解決が進められています。さらに、令和 6（2024）年には「地方創生 2.0」が掲げられ、あらゆる関係者が知恵を出し合い、地域主導での創生を強化する方針が打ち出されました。

引き続き、国が主導する中で、地方創生のためにデジタル技術を活用した農林水産業や観光産業等の高付加価値化、日常生活に不可欠なサービスの維持向上等が一層推進され、新たな価値やサービスが生み出される社会の実現に向けた動きが進められます。

(3) 生活様式や価値観の多様化

近年、個人のライフスタイルは、家族形態の変化、ICT の普及、働き方の多様化等により大きく変容しています。豊かさの定義も、経済的安定から「癒し」「健康」「余暇」といった心の豊かさへとシフトしています。

こうした変化に対応するためには、ライフステージや個々の価値観に応じた支援体制の整備、高齢者や障がい者も活躍できる共生社会の実現や、多文化共生やジェンダー平等の推進といった、包摂的な社会の構築が求められます。

(4) 地域福祉に関する取組

人口減少、少子高齢化に加え、核家族化や独居高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化により、ライフスタイルや価値観は多様化してきており、世帯や個人が抱える課題も複雑化・複合化してきています。

このため、地域福祉の基本的な概念である「自助・互助・共助・公助」を踏まえた活動により、助け合い・支え合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことの重要性が高まってきています。地域福祉の推進により、ともに暮らし続けられる地域社会を創造するとともに、住民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

(5) 産業構造の変化と地域経済の持続性

コロナ禍を契機に、地域経済や産業構造は大きく変化しています。観光・飲食・宿泊等の対面型産業は大きく落ち込みましたが、情報通信や医療・福祉分野は堅調に推移し、健康・介護・デジタル関連産業への需要が拡大しています。一方で、小規模事業者やBtoC企業では売上回復が遅れ、事業承継や廃業が深刻化しています。また、非正規雇用の減少や業種間の人手不足・過剰といったミスマッチも拡大しています。

このような状況下で、地域経済を持続的に発展させていくためには、時代に合った良好な雇用環境を整えていくことが重要であり、これまで以上に国内の産業に対する支援を強化していく必要があります。合わせて、エネルギー・食料の安定供給や、多様な働き方に対応した環境整備、地方への移住者受入れ体制の充実も重要な課題となっています。

(6) 環境問題と持続可能性への意識の高まり

二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ、超大型台風の発生等の異常気象が世界各地で見られ、被害が至るところで発生するようになっています。地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられており、全世界で化石燃料依存からの脱却・転換が進みつつあります。

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについては、我が国においても太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の取組が広がっています。また、地方自治体においては、「2050年カーボンニュートラル」に向けた行動計画の策定と実行が求められており、再エネ活用や循環型社会の形成も含めた地域レベルでの環境施策の展開が重要となります。

(7) 災害への備えとレジリエンスの強化

大規模地震や気候変動に伴う風水害等の自然災害に備えた防災・減災対策が一層求められています。令和6（2024）年の能登半島地震をはじめ、全国各地で災害の教訓が蓄積されており、住民の防災意識向上とあわせて、インフラの強靭化や災害時の対応力向上が不可欠です。

各自治体においては、これまでのあらゆる災害を教訓として、地震や津波、風水害等に対するインフラ対策を強化するとともに、住民への防災意識の向上に向けた取組を推進することが求められています。

(8) 公共施設等の維持管理

全国の自治体において財政事情が厳しさを増す中、人口減少に伴う需要の変化に対し、老朽化が進むインフラ・公共施設の更新や維持管理が大きな課題となっています。国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各自治体においても「公共施設等総合管理計画」の策定と着実な実行が求められています。

(9) ウエルビーイングに関する取組

「ウェルビーイング (Well-being) 」とは、身体的、精神的、社会的に、良好な状態になること（幸福感）を意味する概念です。昭和 23 (1948) 年の WHO (世界保健機関) の憲章前文に「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます」と既に記載されており、このことが現代において再注目されています。

我が国の人ロ減少社会において、一人一人が多様な幸せを実現する社会をめざすことが重要という観点もあるため、大手民間企業や全国の自治体等においてウェルビーイングに関する普及が進められています。

(10) SDGs に関する取組

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現をめざす SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の理念は、地域政策にも浸透しつつあります。

地域においても 17 のゴールを踏まえた施策展開が求められており、福祉・環境・経済等、多分野にわたる統合的アプローチが不可欠です。



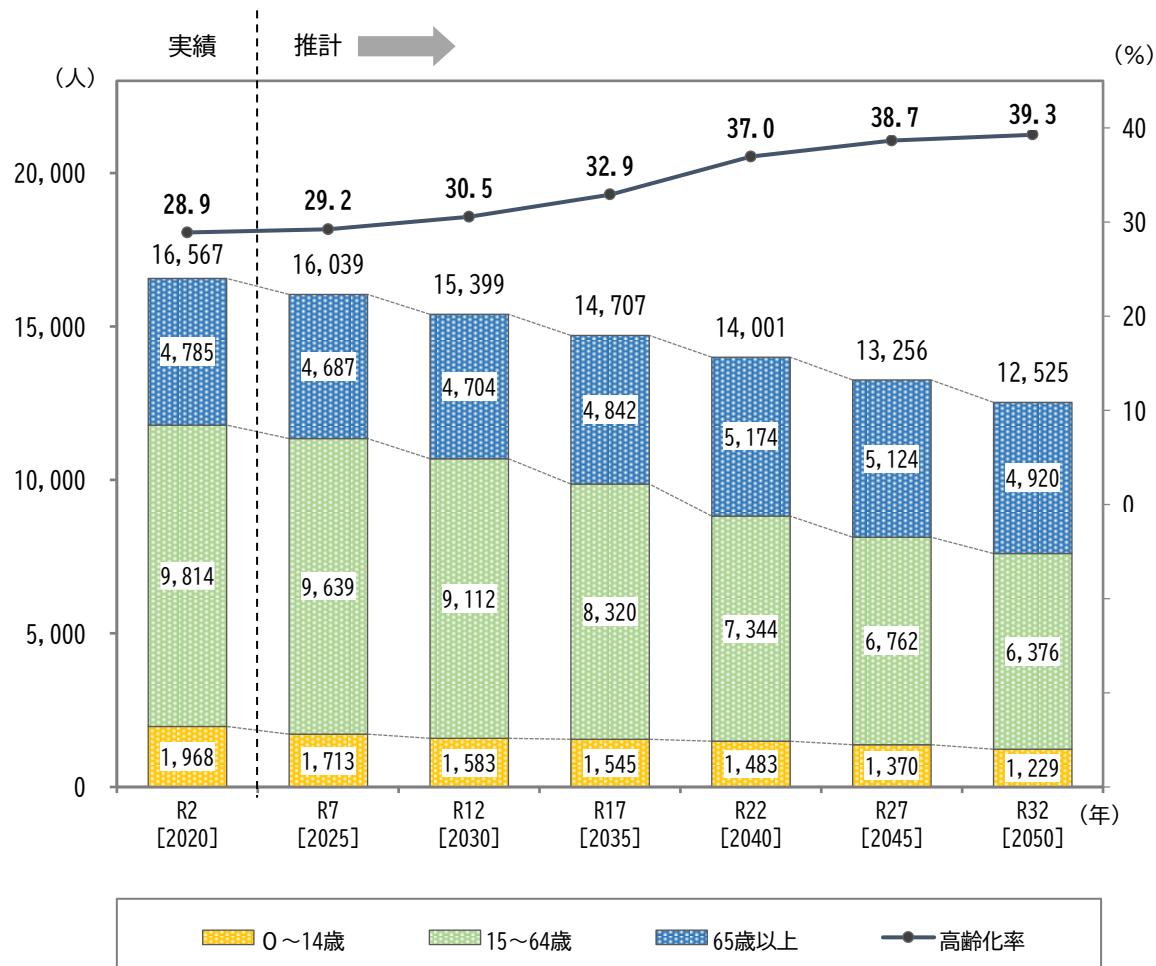
4. 忠岡町の目標人口の設定について

「町の将来像」の実現に向けて各種施策を推進することにより、出生数の増加による合計特殊出生率の上昇と、転出抑制・転入促進の効果が生まれることを見込み、次のとおり、目標人口を設定します。

【本町の目標人口】

令和32（2050）年の人口 12,500人以上

◆本町の人口の将来展望◆



5. 策定に向けた主な取組

時期	内容
令和7年6月	住民アンケート調査の実施
令和7年8月	・現行総合計画及び現行総合戦略の進捗状況の庁内ヒアリング
令和7年10月16日	令和7年度総合計画 審議会 ・基本計画改訂版及び総合戦略策定に当たって ・データから見る町の概況 ・現行総合計画の進捗評価 ・町民アンケート調査結果
令和7年11月頃	令和7年度 第2回審議会 ・基本計画改訂版及び総合戦略骨子案について
令和7年12月頃	令和7年度 第1回創生総合戦略推進会議 ・重点プロジェクトについて 令和7年度 第3回審議会 ・基本計画改訂版及び総合戦略素案について
年始	パブリックコメントの実施
令和8年2月頃	令和7年度 第4回審議会 ・基本計画改訂版及び総合戦略最終案について
令和8年3月	議会（全員協議会）で報告